

(平成26年3月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和29年10月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年2月21日から同年8月1日まで  
② 昭和29年10月1日から同年11月1日まで

私は、C社（現在は、D社）の設立に携わった時期もあったが、A社が設立された時から継続して勤務したにもかかわらず、申立期間①及び②に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。

申立期間①及び②もA社又はC社で勤務していたはずなので、調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、B社の回答並びにA社及びC社の元従業員の陳述から判断すると、申立人は、同社及びその関連事業所であるA社に継続して勤務し（C社からA社に転籍）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、C社の資格喪失日は昭和29年10月1日であり、喪失原因は転勤と記載されていることから、同日とすることが妥当である。

一方、商業登記簿の記録から、申立人は、申立期間②当時、A社の代表取締役であり、同社は複数代表取締役制であったことが確認できるところ、同

社の複数の従業員が、「A社の実際の代表者は、代表取締役である申立人の父親であり、申立人の職種はE職であった。また、申立人は、社会保険及び給与関係事務には関与していない。」旨陳述していることから、申立人については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項ただし書に規定される「当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」には該当しない者であると認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和29年11月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、C社の複数の元従業員は、「申立人は、昭和28年2月の同社の設立時から勤務していた。」旨陳述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、C社に係る事業所台帳を見ると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和28年8月1日であることが記載され、任意包括適用の押印が確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同日の被保険者数は4人であることから、同社は、申立期間①当時、厚生年金保険強制適用事業所となる要件を満たしていなかったことがうかがえる。

また、前述の4人の被保険者のうち、C社が設立された昭和28年2月から勤務していたとする複数の元従業員については、いずれも申立期間①に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できない上、そのうち一人は、「厚生年金保険に加入していない期間に係る厚生年金保険料は、給与から控除されていなかったと思う。」旨陳述している。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14680

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和44年5月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については4万5,000円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和20年生  
住所：

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和44年5月16日から同年6月10日まで  
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、当該期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の回答、企業年金連合会から提出された申立人に係る中脱記録照会（回答）、B健康保険組合の回答及び雇用保険の記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務（C社からA社に転籍）していたことが認められる。

また、社会保険事務所の記録では、申立人の資格取得日は昭和44年6月10日となっているが、前述の中脱記録照会（回答）によると、申立人は、D厚生年金基金の加入員資格を昭和44年5月16日に喪失し、同日に再取得していることが確認でき、A社は、「申立期間当時、厚生年金保険及び厚生年金基金の届出書類は複写式であった。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年5月16日にA社における厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、前述の申立人に係る中脱記録照会（回答）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月20日から同年2月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間が未加入となっていることが分かった。当該期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるD社に継続して勤務し（A社C支店からD社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、転籍日については、D社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和36年2月1日であることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和35年12月の社会保険出張所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、当該期間のうち、《申立期間》（別添①一覧表参照）は《標準賞与額》（別添①一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添①一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：別添①一覧表参照

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額は、賞与総支給額よりも低額となっている。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳等において確認できる賞与額又は厚生年金保険料額から、（《申立期間》（別添①一覧表参照）は《標準賞与額》（別添①一覧表参照））に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤って源泉控除後の賞与額を届け出たとしていることから、事業主から社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別添①

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間□	標準賞与額
近畿 (京都) 事案14682	女		昭和22年生		平成20年6月30日	65万8,000円
					平成20年12月10日	71万9,000円
					平成21年6月30日	59万円
近畿 (京都) 事案14683	女		昭和35年生		平成20年6月30日	84万5,000円
					平成20年12月10日	92万2,000円
					平成21年6月30日	75万円
近畿 (京都) 事案14684	女		昭和37年生		平成20年6月30日	82万1,000円
					平成20年12月10日	89万6,000円
					平成21年6月30日	72万9,000円
近畿 (京都) 事案14685	女		昭和30年生		平成20年6月30日	77万8,000円
					平成20年12月10日	84万8,000円
					平成21年6月30日	70万円
近畿 (京都) 事案14686	女		昭和39年生		平成20年6月30日	76万円
					平成20年12月10日	82万9,000円
					平成21年6月30日	68万4,000円
近畿 (京都) 事案14687	女		昭和42年生		平成20年6月30日	71万5,000円
					平成20年12月10日	78万円
					平成21年6月30日	65万3,000円
近畿 (京都) 事案14688	女		昭和46年生		平成20年6月30日	67万4,000円
					平成20年12月10日	73万5,000円
					平成21年6月30日	61万1,000円
近畿 (京都) 事案14689	女		昭和48年生		平成20年6月30日	64万3,000円
					平成20年12月10日	70万2,000円
					平成21年6月30日	58万5,000円
近畿 (京都) 事案14690	女		昭和47年生		平成20年6月30日	59万6,000円
					平成20年12月10日	65万円
					平成21年6月30日	54万4,000円

近畿 (京都) 事案14691	女		昭和53年生		平成20年6月30日	57万2,000円
					平成20年12月10日	62万5,000円
					平成21年6月30日	52万5,000円
近畿 (京都) 事案14692	女		昭和51年生		平成20年6月30日	57万2,000円
					平成20年12月10日	62万5,000円
近畿 (京都) 事案14693	女		昭和53年生		平成20年6月30日	54万7,000円
					平成20年12月10日	59万8,000円
					平成21年6月30日	50万8,000円
近畿 (京都) 事案14694	女		昭和59年生		平成20年6月30日	43万2,000円
					平成20年12月10日	47万2,000円
					平成21年6月30日	39万8,000円
近畿 (京都) 事案14695	女		昭和59年生		平成20年6月30日	41万5,000円
					平成20年12月10日	45万3,000円
					平成21年6月30日	38万4,000円
近畿 (京都) 事案14696	女		昭和43年生		平成20年6月30日	56万3,000円
					平成20年12月10日	61万4,000円
					平成21年6月30日	51万6,000円
近畿 (京都) 事案14697	女		昭和58年生		平成20年6月30日	43万2,000円
					平成20年12月10日	47万2,000円
					平成21年6月30日	39万8,000円
近畿 (京都) 事案14698	女		昭和28年生		平成20年6月30日	48万2,000円
					平成20年12月10日	52万6,000円
					平成21年6月30日	43万5,000円
近畿 (京都) 事案14699	女		昭和56年生		平成20年6月30日	12万6,000円
					平成20年12月10日	45万8,000円
					平成21年6月30日	38万4,000円
近畿 (京都) 事案14700	男		昭和58年生		平成20年6月30日	11万5,000円
					平成20年12月10日	41万7,000円
					平成21年6月30日	35万2,000円



## 近畿（京都）厚生年金 事案 14701 及び 14702

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、《標準賞与額》（別添②一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添②一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成21年6月30日

A社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額は、賞与総支給額よりも低額となっている。正しい標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額の訂正について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、事業主から提出された賃金台帳等において確認できる厚生年金保険料控除額から、《標準賞与額》（別添②一覧表参照）に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が誤って源泉控除後の賞与額を届け出たとしていることから、事業主から社会保険事務所（当時）の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

別添②

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
近畿 (京都) 事案 14701	女		昭和47年生		平成21年6月30日	19万5,000円
近畿 (京都) 事案 14702	女		昭和62年生		平成21年6月30日	11万3,000円

## 近畿（奈良）厚生年金 事案 14703

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 6 月 6 日から同年 12 月 1 日まで

A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間も同社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の人事資料等を保存していないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、A社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届」によると、事業主は、申立人が昭和 33 年 6 月 6 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に再度被保険者資格を取得した届出を行っていることが確認できる上、オンライン記録により、申立人と同職種の複数の同僚が、申立人と同様に同年 6 月 6 日に被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、被保険者記録が確認できる元従業員のうち、所在の判明した複数の同僚に照会したところ、29 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月1日から34年10月1日まで  
私は、昭和31年にA社（現在は、B社）C支社に入社し、37年まで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。  
当該期間も厚生年金保険に加入しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社は、「申立人が申立期間において、嘱託社員として在籍していた可能性はあるが、当該期間に申立人が在籍したことを確認できる資料が現存していないことから不明である。」旨回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社C支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得した39人の従業員の厚生年金保険被保険者記録を見ると、多くの従業員について、申立人と同様に被保険者となっていない期間があることが確認できる。B社は、「当時は、D職業成績等が一定の基準に達しない場合、従業員の勤務形態を嘱託社員に変更し、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていた。申立人の申立期間に係る勤務形態も、D職業成績等の理由から嘱託社員に変更となり、被保険者資格を喪失させたものと推測する。通常、同保険の被保険者資格を喪失させた従業員の給与から、厚生年金保険料を控除することはない。」と回答している。

さらに、B社から提出された厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人のA社C支社における被保険者資格喪失日は昭和33年10月1日、被保険者資格再取得日は34年10月1日と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、前述の 39 人の従業員のうち、連絡先の判明した複数の同僚に照会したところ、回答のあった二人の従業員とも申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14705（兵庫厚生年金事案 4041 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月6日から31年10月頃まで  
② 平成元年10月19日から4年7月13日まで

昨年、日本年金機構から「あなたの気になる年金記録 もう一度確認を。」のはがきが届いたので、今回再申立てを行うことにした。前回申立てを行った期間のうち、申立期間①について、A社（後のB社）の元事業主の長男から3年間は勤務していたと証言が取れた上、申立期間②について、C社（現在は、D社）に係る雇用保険の記録を入手したので、新たな事情として提出する。

申立期間①及び②とも、勤務していたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、申立人は昭和29年1月6日から31年12月末までの期間について、A社に勤務していたとして申し立てしていたものの、i) A社の申立期間①当時の元事業主の親族によると、「申立期間①の資料が無いため、申立人の勤務期間等については確認できない。申立人の氏名には記憶があるが、申立人の厚生年金保険の加入等については分からない。」と回答していること、ii) 申立期間①に同社において被保険者資格を取得している元従業員13人のうち、連絡先の判明した6人に照会したところ、4人から回答があり、全員、「申立人を記憶しているが、勤務期間については分からない。」と回答していること、iii) 申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を見ると、申立人は、28年8月1日に資格を取得し、29年1月6日に資格を喪失していることが確認でき、

オンライン記録と一致している上、当該被保険者名簿の備考欄には、「証返納済」と記載されていること、また、申立期間②に係る申立てについては、申立人は61年2月1日から平成4年8月6日までの期間について、C社に勤務していたとして申し立てていたものの、i) D社によると、「申立期間②当時の書類は、保存年限が経過しているため現存しておらず、申立人の勤務実態等については確認できない。」と回答していること、ii) D社E営業所に係る被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった2年12月11日から3年3月1日までの期間に被保険者資格を取得している元従業員25人のうち、連絡先の判明した15人に照会したところ、8人から回答があったが、申立人を記憶している者はいないため、申立人の勤務期間等について回答を得ることができないこと、iii) 当該8人のうち3人は、「他の事業所に派遣されていた。」と回答しているところ、そのうち申立人同様にF社に派遣されていたとしている2人を含む3人は、「C社の厚生年金保険の加入については本人の希望だった。」と回答していることから、同社では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いでなかったことがうかがえることなどから、既に年金記録確認兵庫地方第三者委員会(当時。以下「兵庫委員会」という。)の決定に基づき、23年8月29日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立期間①について、申立人は、「A社の元事業主の長男から、3年間は勤務していたとの証言が取れた。」として、申立期間の終期を昭和31年12月末から同年10月頃までに変更して再度の申立てを行っている。

しかしながら、申立期間①について、A社の元事業主の長男に再度照会したところ、同氏が病気のため代理で回答した同氏の妻は、「申立期間①当時の資料等も保管しておらず、当時、夫は中学生ぐらいであり、申立人の氏名は記憶しているが、勤務時期、勤務期間及び厚生年金保険の加入状況については分からないとのことであった。」と前回と同様の回答をしている。

また、申立人は、一緒に勤務していたとする元同僚について、「私より先に入社し、私が退職するときは勤務していた。」と陳述しているところ、当該元同僚は既に死亡しており陳述を得ることができない上、A社に係る被保険者名簿により、当該元同僚の厚生年金保険被保険者記録は昭和24年4月1日から29年6月1日までの期間であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、「C社についての雇用保険の記録を入手した。」として、申立期間を平成元年10月19日から4年7月13日までの期間に変更して再度の申立てを行っているところ、申立人から提出された雇用保険の記録により、D社E営業所における当該期間に係る被保険者記録が確認できる。

しかしながら、D社に再度照会したところ、同社は、「当社の資料の保管は10年であり、申立期間②当時の資料は保管していない上、現在は当時の

ことが分かる者もない。申立人の勤務期間、厚生年金保険への加入及び保険料控除の状況については不明である。」と前回と同様の回答をしている。

また、D社の元総務担当者は、「当時、雇用保険と社会保険の資格取得手続は一体的に行っていなかった。」と回答している上、前回回答があった申立人と同じ事業所に派遣されていた元従業員は、「私は入社後すぐに健康保険証がもらえなかったので、勤務地のG県からH市内のC社の本社まで2回ほど催促に行った記憶がある。申立期間②当時、同社では、希望すれば厚生年金保険等に加入させてもらえたと思う。」と前回と同様の回答をしていることから、今回の申立てに当たり、申立人から示された事情及び提出された雇用保険の記録は、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる新たな資料等の提出も無く、兵庫委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 近畿（大阪）厚生年金 事案 14706

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から平成 13 年 9 月 21 日まで  
年金事務所に年金の加入状況を照会したところ、A社の従業員として、B社に勤務した期間に厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明した。申立期間にA社に勤務していたのは間違いないので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の陳述により、申立人は、期間は特定できないものの、A社の従業員として、B社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の事業主は、「申立期間当時の資料は既に廃棄済みのため、申立人の勤務期間、報酬月額及び厚生年金保険料控除は不明である。また、当時の従業員はほとんど覚えているが、申立人のことは全く記憶に無い。」旨陳述している上、申立期間当時の役員で所在が判明した8人に照会したところ、回答があった3人とも申立人を記憶しておらず、そのうち一人は、「申立期間当時、総務の責任者であった専務は既に亡くなっているため、申立人の勤務期間、報酬月額及び厚生年金保険料控除の状況について知る者はいないと思う。」旨陳述している。

また、申立人が記憶する同僚は、「申立人がA社に勤務していたことは覚えているが、申立人の雇用形態、報酬月額及び厚生年金保険の加入状況は分からない。」旨陳述している。

さらに、申立人を記憶しているとする他の従業員は、「申立期間当時、申立人はフルタイムの勤務ではなく、自らパートタイマーであると言っていたのを覚えている。」旨陳述している上、申立期間当時の事務担当者は、「パートタイマーは厚生年金保険に加入しておらず、また、同保険に加入していない従業員

の給与から厚生年金保険料を控除することはなかった。」旨陳述している。

加えて、A社が加入するC健康保険組合は、「申立人に係る健康保険の被保険者記録は見当たらない。」旨回答している上、申立人のA社における雇用保険の被保険者記録も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記事については、訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年10月1日まで

私は、A社が設立された当初から倒産するまでの期間、同社に継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたが、申立期間に係る標準報酬月額が前後の期間の標準報酬月額と比較して低額となっていることに納得できない。

なお、申立期間当時、社内では専務と呼ばれていたが役員にはなっていない。また、給与計算及び社会保険の諸手続には関与していない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成7年8月分の給与明細書により、55万円の給与が支給され、44万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていること、及び申立人から提出された8年1月分の賃金台帳により、55万8,000円の給与が支給され、56万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、商業登記簿謄本により、申立人は、A社の取締役であったことが確認できる上、複数の元従業員は、「申立人は申立期間において専務であった。申立人が申立期間当時の給与計算及び社会保険事務を行っていた。」と陳述している。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかどうかを判断しているところ、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時、申立人は、特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月から26年2月12日まで

年金事務所に夫の船員保険の加入記録を照会したところ、A社B事業部における船員保険被保険者資格取得日が昭和26年2月12日であるとの回答を受けた。

しかし、夫の残した履歴書（<sup>おぼえ</sup>憶書）を見ると、昭和21年1月からA社B事業部に所属する船舶に乗船していた旨記載されているので、申立期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された自ら作成した履歴書（憶書）により、申立人は、A社B事業部において、昭和21年1月にC船、24年9月にD船に乗っていたことが推認できる。

しかしながら、C船及びD船については、A社の複数の元船員の陳述により、E業務船であったことがうかがえ、D船については、船舶原簿及び不動産登記簿により28.35トンであったことが確認できるところ、船員保険法において、30トン以上のE業務船に乗船する船員が船員保険の適用を受けることとなったのは昭和22年12月1日以降であり、20トン以上のE業務船に乗船する船員が船員保険の適用を受けることとなったのは38年4月1日以降であることから、申立期間のうち、21年1月から22年11月30日までの期間及び24年9月から26年2月12日までの期間については、船員保険の被保険者となることができない期間であったことが推認される。

また、日本年金機構が作成した申立期間当時のA社に係る全ての船員保険被

保険者名簿を整理した資料を見ると、昭和 24 年頃までは船舶ごとに船員保険被保険者名簿を作成していたことがうかがえるところ、申立人が申立期間に乗っていた C 船及び D 船に係る当該被保険者名簿は見当たらない。

さらに、A 社の承継先である F 社は、「昭和 20 年代の船員に係る資料は保存していないため、申立人の申立期間に係る乗船記録及び船員保険料控除の状況については不明である。」旨回答している。

このほか、申立人が申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで  
③ 昭和 34 年 4 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで  
④ 昭和 37 年頃から 56 年頃まで  
⑤ 昭和 37 年頃から 56 年頃まで  
⑥ 昭和 43 年 4 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで  
⑦ 昭和 51 年 4 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで  
⑧ 昭和 53 年 4 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで  
⑨ 昭和 57 年 4 月 1 日から 60 年 4 月 1 日まで  
⑩ 昭和 60 年 4 月 1 日から 64 年 1 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間①から⑩までの加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社（現在は、D社）に勤務していた。

申立期間④及び⑤はE社（F社）及びG社に勤務していた。

申立期間⑥はH社に、申立期間⑦はI社に、申立期間⑧はJ社に、申立期間⑨はK社及び申立期間⑩は、L社に勤務していた。

申立期間①から⑩までについて、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局におい

て、商業登記の記録が無い上、オンライン記録及び事業所名簿を確認しても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①当時の事業主及び同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

- 2 申立期間②について、申立人は、M市にある、B社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局において、商業登記簿の記録が無い上、オンライン記録及び事業所名簿を確認しても、同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、申立人は、申立期間②当時の事業主及び同僚を記憶していないことから、これらの者から申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について陳述を得ることができない。

- 3 申立期間③について、申立人は、M市にあったC社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、D社は、「申立人に係る資料は保存していないため、申立人の申立期間③に係る届出、厚生年金保険料控除及び保険料納付については不明である。」と回答している。

また、オンライン記録及び事業所名簿により、申立期間③当時、M市にC社N支社及び同社O営業部が確認できるところ、両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、昭和30年4月から申立人が別の事業所で厚生年金保険に加入する直前の35年5月9日までの期間に被保険者記録が確認できる101人のうち、連絡先の判明した25人に照会し、回答が得られた17人とも、「申立人を知らない。」と回答していることから、申立人の申立期間③に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、D社は、「当社は、P業務社員であれば記録を保存しているが、Q業務社員の記録は退職後5年経過すると廃棄する。したがって、申立人が当社で勤務していたのであればQ業務社員であったと考えられる。」旨回答している上、前述の回答のあった元従業員17人のうち複数の元従業員は、「当時のR業務社員は、厚生年金保険に加入していなかった。」旨陳述している。

- 4 申立期間④について、申立人は、E社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、E社の運営会社であったF社は既に解散しており、申立期間④当時の代表取締役は死亡している上、その他の取締役も死亡又は連絡先が不明であることから、これらの者から申立人の申立期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、F社に係る被保険者名簿により、申立期間④に1年以上被保険者記録のある416人を抽出し、そのうち連絡先の判明した161人に対して照会し、64人から回答を得たものの、これらの回答から申立人の申立期間④に係る勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間④当時の職種及び雇用形態について不明としているところ、F社の事務担当者及び前述の回答のあった元従業員64人のうち複数の元従業員は、「当時、E社採用の従業員の中には、厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨陳述している。

加えて、オンライン記録により、申立人は、申立期間④のうち、昭和38年4月1日から39年7月1日までの期間、42年4月1日から同年10月1日までの期間及び50年10月25日から56年7月25日までの期間については国民年金保険料を納付しており、47年6月13日から50年10月21日までの期間及び56年7月25日以降の期間については別事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

5 申立期間⑤について、申立人は、S県T市にあったG社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿において、G社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同事業所は、「申立人が勤務していたかどうかは不明であるが、当社は、厚生年金保険に加入していたことはなく、従業員は国民年金に加入してもらっている。従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことは無い。」と回答している。

また、申立人は同僚を記憶していないことから、申立人の申立期間⑤に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑤のうち、昭和38年4月1日から39年7月1日までの期間、42年4月1日から同年10月1日までの期間及び50年10月25日から56年7月25日までの期間については国民年金保険料を納付しており、47年6月13日から50年10月21日までの期間及び56年7月25日以降の期間については別事業所で厚生年金保険に加入していることが確認できる。

6 申立期間⑥について、申立人は、H社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿において、H社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

一方、昭和38年及び50年の住宅地図により、申立人が主張する所在地近くにU社の記載があることが確認できるところ、法務局の閉鎖索引簿により、同事業所はV種会社であったことが確認でき、同社で勤務していたとする者は、「申立期間⑥頃に、申立人が当社に勤務していたことを記憶している。」旨陳述している。



しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿において、U社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、U社は既に解散している上、申立期間⑥当時の事業主は既に死亡しており、解散時の事業主に照会したものの回答を得られないことから、これらの者から申立人の申立期間⑥に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、オンライン記録により、上述のU社で勤務していたとする者及び同氏が同社の同僚であったとする二人については、申立期間⑥において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

7 申立期間⑦について、申立人は、M市内にあったI社にW業務を行う正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているところ、M市において同社のW職業務を行っていたX社に係る被保険者名簿により、申立期間⑦のうち昭和51年11月10日から52年1月12日までの期間に被保険者記録のある元従業員の陳述により、申立人は、期間は特定できないものの、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、X社は既に解散している上、申立期間⑦当時の代表取締役は死亡しており、連絡先が判明した取締役一人及び監査役兼事務担当者に対して照会したものの回答を得られなかったことから、これらの者から申立人の申立期間⑦に係る勤務状況及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

また、申立人は、自身の仕事内容について、「W業務であった。」としているところ、複数の元従業員は、「申立期間⑦当時、W業務を行う者の中に、個人事業主のような形態で勤務し、厚生年金保険に加入していない者がいた。」旨陳述している上、X社に係る被保険者名簿において、前述の元従業員が記憶する申立期間⑦当時の同僚であったとする者のうち少なくとも二人は、申立期間⑦に係る被保険者記録を確認することができないことから、同社は、申立期間⑦当時、必ずしもW業務に従事する従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑦について、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

8 申立期間⑧について、申立人は、J社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿において、J社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、オンライン記録により、申立人は、申立期間⑧のうち、昭和53年4月1日から56年7月25日までの期間、57年2月26日から同年4月1日までの期間については国民年金保険料を納付しており、56年7月25日から57年2月26日までの期間については別事業所において厚生年金保険に加入

していることが確認できる。

一方、J社と類似する事業所として、Y社（現在は、Z社）が確認できる  
ところ、申立期間とは異なる昭和47年6月13日から50年2月1日までの  
期間及び同年2月1日から同年10月21日までの期間について、申立人は、  
同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

9 申立期間⑨について、申立人は、a市にあったK社に勤務し、厚生年金保  
険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、K社は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局におい  
て、商業登記の記録が無い上、オンライン記録及び事業所名簿を確認しても、  
同事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、S県は、「a市において、K社という名称（類似名称を含む。）の  
事業所は存在しない。」と回答し、b組織も、「当組織の設立以来、「K社」  
という名称で入会した事業所は無い。」と回答している。

さらに、申立人は、事業主及び同僚を記憶していないことから、これらの  
者から申立人の申立期間⑨に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況  
について陳述を得ることができない。

加えて、M市は、「申立人は、昭和57年4月12日から平成23年10月  
11日までの期間において、当市で国民健康保険に加入していた。」と回答  
している上、オンライン記録により、申立期間⑨のうち昭和57年4月1日  
から同年10月1日までの期間及び58年4月1日から60年4月1日までの  
期間は国民年金保険料の納付済期間又は免除期間であることが確認できる。

10 申立期間⑩について、申立人は、L社に勤務し、厚生年金保険に加入して  
いたと申し立てている。

しかしながら、L社は、申立人が主張する所在地を管轄する法務局におい  
て、商業登記の記録が無い上、オンライン記録及び事業所名簿を確認しても、  
同社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

一方、申立代理人である申立人の子から、「父が申立期間⑩に勤務してい  
たのはc社であり、同事業所では父の弟の下で勤務していた。」との陳述が  
得られたところ、オンライン記録により、類似事業所としてc社が確認でき  
る。

しかしながら、c社は、「申立人が当社に勤務していたことは無いが、申  
立人の弟はよく知っている。当該弟は下請のd職であり、当社の従業員では  
なかった。」と回答している。

また、c社に係る被保険者名簿により、申立期間⑩及びその前後の期間に  
被保険者記録が確認できる11人のうち、連絡先の判明した5人に照会した  
ところ、回答が得られた4人とも、「申立人を知らない。」と回答しており、  
そのうち1人は、「申立人は同社にはいなかったが、当時、同社の下請業者  
であった申立人の弟のところ、S県の方から同氏の兄が働きに来ていたこ

とがあった。」と陳述している。

さらに、オンライン記録により、一緒に勤務していたとする申立人の弟のc社における厚生年金保険被保険者記録は確認することができない。

加えて、M市は、「申立人は、昭和57年4月12日から平成23年10月11日までの期間において、当市で国民健康保険に加入していた。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間⑩のうち、昭和60年4月1日から62年4月1日までの期間は国民年金保険料の免除期間であることが確認できる。

- 11 このほか、申立人が申立期間①から⑩までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。